

供給契約書

様（以下「甲」という。）と株式会社ナオエー石油（以下「乙」という。）とは、燃料の納入単価、
代金の支払い、供給方法等について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品の買い入れをする際、定めるものとする。

- （1） 名 称：ガソリン・軽油・灯油・A重油・免税軽油・プロパンガス・その他
- （2） 規 格：JIS規格適合品
- （3） 契約期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
- （4） 契約条件：

（単価の変更）

第2条 甲と乙は契約期間中の経済情勢の変化その他予期せぬ特別の事情によりやむを得ない場合は契約単価を変更する。

（代金の支払い）

第3条 ①甲は毎月（10日・15日・20日・末日）を売上げ締日として、乙は翌月の_____日までに納入した
物品に係わる代金を甲に請求するものとする。

②甲は乙から適法な請求書を受領した日の属する月の（10日・15日・20日・末日・その他）上記の期限内
て（口座引落・銀行振込・現金集金・現金払込・小切手・その他）の方法にて支払うものとする。

（履行遅延）

第4条 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間に売買代金を支払えないときは、その支払期限の翌日から支払日
までの日数に応じて当該未払い額につき年5.40%の割合で算出して得た額の遅滞利息を乙に支払うものとする。
この場合において、甲が乙に対し文書で売買代金を支払う旨の通知をした日の翌日以降の期間は、約定期間の算
入をしないものとする。

（契約の解除）

第5条 ①甲もしくは乙が、この契約の条項に違反した場合又は、この契約を履行する見込みがないと判断した場合、この
契約は解除することができる。

②甲もしくは乙より契約の解除の申し出があった場合。

（反社会的勢力等の排除）

第6条 甲は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- （1） 暴力団、その構成員及び準構成員
- （2） 暴力団関係企業
- （3） 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- （4） その他前各号に準ずる者

（契約書に定めない事項）

第7条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

平成 年 月 日 甲 御住所：_____

御名前：_____ ㊞

乙 北海道根室市宝林町4丁目275番地
株式会社ナオエー石油 ㊞